

学研高山地区第2工区地権者の会だより

第8号 令和4年7月

『令和4年度総会』を開催しました。

学研高山地区第2工区地権者の会 令和4年度総会を開催いたしました。会場での開催は3年ぶりとなります。

総会には、地権者（代理人含む）52名が出席（表決書331名）し、生駒市長の挨拶、令和3年度活動報告のあと、議案について審議し、賛成多数で承認されました。

開催概要

○活動報告

○議事

第1号議案 令和4年度活動計画について

第2号議案 役員の選任について

第3号議案 会則の改正について

○報告案件 学研高山地区第2工区マスタープランの策定について

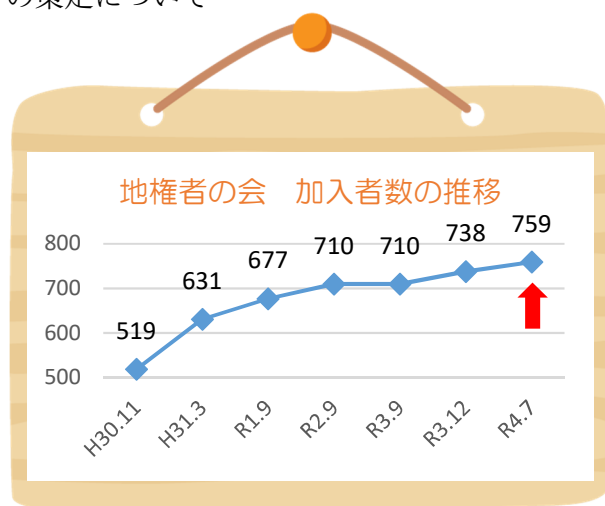


◆加入者数が全地権者の7割を超えました。

平成30年11月、519名の地権者により発足し、その後、全地権者に向け地権者の会への参加を呼びかけ、令和4年7月時点で、759名が地権者の会に加入しています。

地権者の会詳細は「第2工区地権者の会」をご覧ください。

<http://www.city.ikoma.lg.jp/0000015693.html>



◆市長あいさつ



本日は多くの皆様にお集まりいただきありがとうございます。総会は3年振りの対面開催となりますが、その間、高山地区第2工区では、

①マスタープランの策定②事業アドバイザーの募集③奈良先端大との包括協定締結④市や地権者、また県や国など関係機関の機運の高まりといった4つの大きな動きがありました。生駒市は市制51年目。高山地区第2工区は、生駒市にとって未来に向けての一番大きな、大切な事業です。スピード感をもって、皆様のお力添えをいただきながらこれまで以上に全力で取り組んでまいります。（生駒市長 小紫雅史）

令和3年度(2021年度)活動報告

令和3年

- 5月14日 第15回 役員会（書面開催）
・学研高山地区第2工区まちづくり検討会の第7回会議の報告について
- 6月2日 令和3年度地権者の会総会開催方法に関する意見徴収（役員会対象）
- 6月29日 第16回 役員会（書面開催）
・令和3年度総会について
- 7月29日 第17回 役員会（書面開催）
・令和3年度総会について
・学研高山地区第2工区まちづくり検討会の第8回会議の報告について
- 8月12日 令和3年度地権者の会総会（書面開催）
会員712名（表決書451名）
・令和2年度活動報告
・令和3年度活動計画について
- 10月 地権者の会だより 第5号発行 及び会員募集
- 10月15日 第18回 役員会
・令和3年度総会の結果報告と地権者の会だよりについて
・学研高山地区第2工区マスタープラン素案について
・その他
- 12月17日 第19回 役員会
・事業アドバイザーの募集について

令和4年

- 1月 地権者の会だより 第6号発行 及び会員募集
- 1月11日 事業アドバイザー募集開始

役員一覧

有山正彦	久保左元	中田忠彦	森田起一
稲垣武司	久保國子(代理:久保昌城)	中田建彦	山岡正美
岩前 剛充	久保幸作	西井久之	山本利昭
岩松佑治(代理:岩松信子)	白川久一	古川武良	吉岡照子(代理:吉岡正純)
逢阪 充	滝本康司	古川佳昌	上武建設株式会社
大谷俊夫	田中 彰	松山治幸	生駒市
奥田庄作	吉川愛子(代理:谷口隆一)	村田卓司	

※順不同、敬称略

会則の改正について

今後の地権者の会の体制について、会長、副会長を役員からの互選により選任することが出来る会則に改正しました。

◆主な意見

議案などに対し頂いた
主なご質問を紹介いたします。

役員は各地区から何名選出されているのか。

市内各地区（久保、庄田、大北、宮方、鹿畑）より各2～3名程度、市外は精華町4名、奈良市2名、木津川市1名、四條畷市の1名の計8名です。

事業全体として何年を想定しているのか。

1地区30haを想定しており、3～5年かかる。複数地区同時に進めるケースも考えられるため、全体で何年かということはまだお答えできない。

自然的土地利用のイメージについて、農業の担い手はどう考えているのか。

地権者の中には農業を希望される方も一定おられるので、周辺の伝統・自然産業と連携しながらの土地活用を考えていきたい。

第2工区すべてが事業の対象という認識でよいか。

工区は奈良県建設計画の中で範囲として示されたものであるので、知らない間に対象外となることはない。

大雨が降った場合の排水の方法は。

水系は大きく富雄川と山田川に分かれている。場所によってどこに流していくのかは変わる。個別地区には調整池を設けて、一度に流れ出さないようにする。

◆住所変更の連絡のお願い

●次のような場合は、下記事務局までご一報いただきますようお願いいたします。

- ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

※なお、相続により地権者が変更された場合、会員の身分は引き継がれます。

